後期高齢者医療制度に関するお知らせ

令和２年度から保険料率が変わります

保険料（年額）（限度額 64 万円）	＝	均等割額 被保険者１人あたり 54,111 円	＋	所得割額 賦課のもととなる所得金額（※）× 所得割率 10.52%

（※）前年の総所得金額および山林所得金額ならびに他の所得と区分して計算される所得の金額（分離課税として申告された株式の譲渡所得や配当所得・土地等の譲渡所得など）の合計額から基礎控除額 33 万円を控除した額です。（雑損失の繰越控除分は控除されません）

●保険料の軽減について

（1）世帯の所得水準に応じて保険料の被保険者均等割額（54,111 円）が軽減されます。

所得の判定区分	軽減割合	軽減後の均等割額（令和２年度の年額）
【令和元年度：８割軽減の区分】①下欄②に属する被保険者であり、かつ、当該世帯の被保険者全員の各所得が０円であるとき（ただし、公的年金等控除額は 80 万円として計算する）	７割	16,233 円
【令和元年度：8.5 割軽減の区分】②世帯（同一世帯内の被保険者と世帯主）の総所得金額等が、基礎控除額（33 万円）を超えないとき	7.75 割	12,174 円
③世帯（同一世帯内の被保険者と世帯主）の総所得金額等が【基礎控除額（33 万円）＋ 28 万５千円×被保険者の数】を超えないとき	５割	27,055 円
④世帯（同一世帯内の被保険者と世帯主）の総所得金額等が【基礎控除額（33 万円）＋ 52 万円×被保険者の数】を超えないとき	２割	43,288 円

※基礎控除額等の数値については、今後の税法改正等によって変動することがあります。
※軽減に該当するかどうかを判断するときの総所得金額等には、専従者控除、譲渡所得の特別控除に係る部分の税法上の規定は適用されません。
※当分の間、年金収入につき公的年金等控除を受けた 65 歳以上の方については、公的年金等に係る所得金額から 15 万円を控除して軽減判定します。
※世帯主が被保険者でない場合でも、その世帯主の所得が軽減判定の対象となります。

（2）後期高齢者医療制度に加入する日の前日において、会社の健康保険や共済組合、船員保険の被扶養者であった方については、当面の間**所得割額は課されず、資格取得後２年を経過する月までの間に限り均等割額の５割が軽減されます。**

なお、均等割額の７割軽減または 7.75 割軽減に該当する方については、それぞれの軽減割合が適用されます。
※国民健康保険・国民健康保険組合に加入されていた方は対象となりません。

◆保険料額のお知らせと納め方◆

（1）普通徴収（口座振替や納付書でお支払い）の方

７月に、令和２年度の後期高齢者医療保険料の決定にかかる「保険料額決定通知書」と「納入通知書」の一体型通知書を送付します。その後、口座振替や納付書（納入通知書）の方法により、９期（７月から翌年３月まで）で納めていただきます。※年度の途中から特別徴収に変更となる場合があります。

（2）特別徴収（年金からのお支払い）の方

年金受給額が年額 18 万円以上の方は、原則、年６回の年金受給日に、その年金から直接保険料をお支払いいただきます。

●仮徴収（令和元年中の所得が確定するまでの仮納付：４月・６月・８月）

①令和２年２月に保険料を特別徴収で支払われた方

４月の年金受給時に、２月にお支払いいただいた金額と同額を仮徴収額としてお支払いいただきます。この場合、保険料額の通知はありません。ただし、６月分・８月分は、４月分と同額が適当でないときは仮徴収額が変更されることがあり、その場合は、変更通知書が送付されます。

②令和元年度は普通徴収で、４月から新たに特別徴収の対象となる方

令和元年度の保険料額をもとに仮徴収額を決定します。その場合、事前に「保険料仮徴収額決定通知書」と「納入通知書兼特別徴収開始通知書」の一体型通知書を送付しますので、ご確認ください。

※令和元年度に引き続き、普通徴収（口座振替や納付書）で納付すると申請されている方は、仮徴収は行われません。

●本算定後の特別徴収（10 月・12 月・２月）

令和２年度の後期高齢者医療保険料の決定後の 10 月以降、引き続き、または新たに特別徴収となる方は、７月に「保険料額決定通知書」と「特別徴収開始通知書」の一体型通知書を送付します。

＜後期高齢者医療＞各種健診の実施、人間ドック費用の助成について

＜後期高齢者医療＞健康診査

４月下旬から「健康診査受診券」を「受診券在中」の記載のある封筒で送付します。広域連合が指定する医療機関等で、受診券に記載の有効期限内に無料（年度中に１回）で受診できます。受診の際は、事前に医療機関等へ問い合わせ、受診券と被保険者証を忘れずにお持ちください。ただし、以下に該当する方は、対象外です。

①病院または診療所に６カ月以上継続して入院中の方
②特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、養護老人ホーム、障害者支援施設などの施設に入所または入居している方
※退院・退所したなど事情変更があった場合は、受診券を発行しますので、お問い合わせください。

＜後期高齢者医療＞人間ドック費用の一部助成

費用の助成を受ける際は、市区町村の担当窓口に必要書類を持参し、申請してください。なお、年度中（４月１日から翌年３月 31 日まで）１回の受診に対し、26,000 円を上限として費用の一部を助成します。

【申請に必要なもの】

①人間ドックの領収書 ②検査結果通知書 ③被保険者証 ④口座情報がわかるもの ⑤印かん　※人間ドックを受診後、申請するまでの間、領収書などを大切に保管してください。